

## 仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	岡山市南区浦安南町495番地5 岡山市南区役所庁舎
受 電 設 備	庁舎4階電気室内
業 種 及 び 用 途	業務用（事務所）
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
受 電 電 圧	6000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電
予 定 契 約 電 力	86kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	507,000kWh（年間169,000kWh） (月別の予定使用電力量は別表とする。)
予 定 蓄 熱 電 力 量	無
使 用 期 間	令和7年4月1日 0:00 ～ 令和10年3月31日 24:00
自 動 検 針 装 置 の 有 無	検針員による記録（検針日は原則毎月1日）
需 給 地 点	構内1柱の気中開閉器の電源側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点と同じ
財 産 分 界 点	需給地点と同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合には、本市を管轄する小売電気事業者から電力を確保することにより、業務に支障が生じることがないようにすること。（契約の相手方が本市を管轄する小売電気事業者である場合を除く。）
常 用 発 電 設 備 の 有 無	有（太陽電池20kW逆潮流有り）
予 備 電 力 (予 備 線) の 有 無	無
蓄 熱 槽 の 有 無	無

区 分	仕 様 内 容
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、小売電気事業者の負担とする。</li> <li>・ 燃料費等調整額, 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、入札金額に含めない。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。</li> <li>・ 再生可能エネルギー促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。</li> <li>・ 本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。</li> <li>・ その他定めのない供給条件については、本市を管轄する一般送配電事業者が定める供給条件による。</li> </ul>